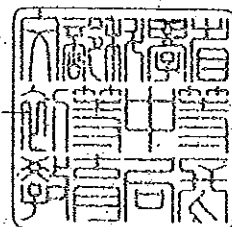


23文科初第85号
平成23年4月12日

各都道府県・指定都市教育委員会委員長
附属の義務教育諸学校を置く各国立大学法人学長 殿
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省初等中等教育局長
山 中 伸



(印影印刷)

平成24年度及び平成25年度在外教育施設派遣教員の推薦について（依頼）

文部科学省では、標記にかかる選考試験を本年7月から8月を目途に実施することとしています。

在外教育施設への教員の派遣は、当該在外教育施設の教育水準の維持・向上に資するのみならず、派遣された教員が日本国内とは異なる社会や文化、教育制度等を有する赴任国において、長期間にわたって教育指導に従事することにより、教員自身の資質能力及び指導力を向上させるとともに、帰国後、学校や地域における教育の国際化の推進、国際理解教育や帰国・外国人児童生徒教育の充実を図る上で大きな役割を果たすことが期待されます。

ついては、以上の趣旨を十分御理解の上、別添の「在外教育施設派遣教員選考実施要項」等ならびに平成23年4月12日付け23初国教第2号「平成24年度及び平成25年度在外教育施設派遣教員の推薦について」（文部科学省初等中等教育局国際教育課長通知）に基づき貴管内の義務教育諸学校等に周知するとともに、同通知の選考実施要項等により派遣教員候補者を御推薦くださるようお願いいたします。

なお、在外教育施設に通う児童生徒数や学校数はここ数年増加傾向にある一方、そのために必要な教員数の確保に苦慮していること、海外における多様な学習内容、学習形態による活動の充実、新学習指導要領の円滑な移行が望まれることを改めて御理解いただき、候補者の推薦にかかるより一層の御協力をお願いします。

〈本件連絡先〉

文部科学省初等中等教育局
国際教育課教職員派遣係

TEL 03-6734-2440
FAX 03-6734-3738
E-mail kokukyo@mext.go.jp

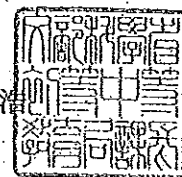
23初国教第2号

平成23年4月12日

各都道府県・指定都市教育委員会委員長
附属の義務教育諸学校を置く国立大学法人学長 殿
各 都 道 府 県 知 事

文部科学省初等中等教育局国際教育課長

中 井 一 清



(印影印刷)

平成24年度及び平成25年度在外教育施設派遣教員の推薦について（依頼）

標記については、平成23年4月12日付け23文科初第85号（文部科学省初等中等教育局長通知）により通知しているところですが、更に下記について御留意の上、貴管内の義務教育諸学校等に周知いただくとともに、派遣教員候補者を御推薦くださるようお願いいたします。

また、指定都市を有する道府県教育委員会においては、域内の指定都市教育委員会と十分に協議の上、当該指定都市分を取りまとめて推薦願います。

記

1 推薦人数

(1) 公立学校

平成24年度及び平成25年度在外教育施設派遣教員の推薦人数については平成24年度派遣教員（即派遣者）は、平成23年度末をもって帰国が見込まれる派遣教員と同数を、また、平成25年度派遣教員（登録者）は平成24年度派遣教員候補登録者数と同数程度を基本とし、その合計数を上回る教員の推薦に御協力願います。

(2) 国立大学法人及び学校法人（私立学校）

推薦を依頼する人数については特段定めませんので、派遣教員適格者を選考の上、推薦願います。

なお、国立大学法人においては、以下9の留意事項⑩を参照の上御留意ください。

2 提出書類

次のア～ウの書類については郵送で、エについては電子ファイル(Excel)に入力したものをEメールで下記連絡先あてに送付願います。（指定都市を有する道府県教育委員会においては、指定都市分を取りまとめて送付願います。）

ア 在外教育施設派遣教員選考調査票	1部
イ 在外教育施設派遣教員推薦書（学校長等が記入）	1部
ウ 人事記録カード（原本証明をしたもの） （学歴・免許等の資格取得後の経歴が分かる詳細なもの）	1部
エ 在外教育施設派遣教員選考調査票データ	1部

※上記エの様式（電子ファイル）は別途送付します。

3 提出期限

- (1) 管理職 6月17日（金）必着
- (2) 教 諭 6月24日（金）必着

4 文部科学省の行う選考

文部科学省では、実施要項の定めるところにより、派遣教員候補者として推薦された者を書類審査し、後日別途通知するところにより、平成23年7月から8月にかけて面接による選考を行う予定です。

面接会場については、管理職は7月下旬に東京で実施し、教諭は7月下旬から8月にかけて東京・大阪・福岡の各会場で実施する予定です。

5 派遣教員及び派遣教員候補登録者等の決定

文部科学省は、実施要項の定めるところにより、平成24年度派遣教員及び平成25年度派遣教員候補登録者を決定します。

6 派遣教員の身分・任期

在外教育施設に派遣される教員は、教育公務員特例法第22条第3項に基づく長期の研修出張扱いとなり、文部科学大臣から在外教育施設における教育に従事することを委嘱されます。派遣期間は、原則2年間（その後の評価により最大2年の延長可）です。

7 派遣教員に係る経費

文部科学省では、公立学校及び私立学校の派遣教員に係る経費を在外教育施設派遣教員経費委託費として都道府県に交付します。

8 派遣教員に対する旅費及び在勤手当の支給

文部科学省は、派遣規則の定めるところにより、派遣教員に対し旅費及び在勤手当を支給します。

9 推薦に当たっての留意事項

派遣教員候補者の選考及び推薦に当たっては、実施要項に基づき、以下の点に十分留意願います。

- ① 平成23年4月12日付け23文科初第84号(文部科学省初等中等教育局長通知)の通知のとおり、選考対象にかかる年齢制限が撤廃されたこと。
- ② 在外教育施設は小規模校が多く、必要に応じて複式授業や免許外教科を担当する場合があります。また、管理職（校長、副校長及び教頭をいう。以下同じ）であっても必要に応じて授業を受け持たなければならないこと。
- ③ 在外教育施設は小学部と中学部が併設されており、教員は必要に応じて小学部と中学部を兼ねて担当する場合がありますことから、小学校教員免許及び中学校教員免許の両方を有する者が望ましいこと。
- ④ 一般的に、中学部に在籍する生徒数に対して、小学部に在籍する児童数が圧倒的に多いことから、教諭の候補者数については、小学校教員数が中学校教員数を上回るよう配慮願いたいこと。
- ⑤ 候補者の免許状を有する教科のバランスに配慮願いたい。（近年は、中学校の社会、英語、保体の免許状所有者数が必要数に比して多い一方、中学校の国語、音楽の免許状所有者数が足りない傾向が見られる。）
- ⑥ 派遣先については、文部科学省において諸条件を総合的に勘案して決定するため、必ずしも本人の希望どおりにはならないこと。
- ⑦ 夫婦ともに教員の場合でそのいずれか一方が派遣される場合は、派遣教員とならない者について、休職又は帰国後教職に復帰する途を開くなどその処遇について十分に配慮願いたいこと。
- ⑧ 派遣教員が意欲的に職務に専念するためには、派遣教員に対する配偶者の理解と支援が必要不可欠であることから、候補者の選考にあたっては、配偶者の自覚や見識等についても十分考慮願いたいこと。（教員の選考段階においてできる限り配偶者の見識等を確認することが望ましい。）

- ⑨ 派遣期間中は、派遣教員等の相互扶助を基礎に、福利厚生観点から、従来より本人及びその帯同する家族の全員加入を原則としている在外教育施設派遣教員等医療補償制度があること。
- ⑩ 派遣教員の派遣期間については、平成13年度から弾力化を図り、派遣当初は2年間の委嘱とし、評価に応じて2年間の限度に最長4年間の派遣期間となることとしているが、文部科学省としては、特別の支障がない限り、3年間の委嘱を行うことを期待していることについて、あらかじめ候補者にも周知願いたいこと。
- ⑪ 国立大学法人附属学校から派遣される教員については、国立大学法人東京学芸大学の附属学校に採用のうえ、同大学国際教育センター共同研究員として在外教育施設に派遣されることとなるので、あらかじめ同大学と連絡調整の上、推薦すること。
- ⑫ 各都道府県教育委員会等においては、教員の定期健康診断の結果等を踏まえ、選考の際には、候補者ならびに家族の健康面について十分に確認願いたい。（近年、派遣直前や派遣後に持病や既往症を訴え、現地での体制に支障が生じるケースがあるため）

なお、候補者の健康診断書の提出については、管理職は、10月1日から31日の間に健康診断を受診し、診断書を11月8日（火）（必着）までに提出すること。また、教諭は、10月1日から11月20日の間に受診し、診断書を12月2日（金）（必着）までに提出すること。

[別添資料]

(1) 在外教育施設派遣教員選考実施要項

（昭和59年7月17日文部省教育助成局長裁定、最近改正平成23年3月31日）

(2) 派遣教員の派遣期間弾力化の実施について

（平成13年1月17日事務連絡）

※ 在外教育施設教員派遣規則及び在外教育施設派遣教員委託費交付要綱については別途送付（後日）

（本件連絡先）

国際教育課教職員派遣係

TEL 03-5253-4111 (ex 2080、2440)

FAX 03-6734-3738

E-メール kokukyo@mext.go.jp

在外教育施設派遣教員選考実施要項

別添資料 1

文部省教育助成局長裁定
 制定昭和59年 7月17日
 改正昭和63年 4月25日
 改正平成 2年 5月14日
 改正平成 3年 4月11日
 改正平成 4年 4月21日
 改正平成 7年 4月19日
 改正平成 8年 4月10日
 改正平成11年 4月23日
 改正平成12年 2月18日
 改正平成13年 1月 6日
 改正平成20年 4月25日
 改正平成23年 3月31日

1 趣 旨

この要項は、在外教育施設教員派遣規則（昭和56年文部省訓令第27号）第3条第2項の規定に基づき、在外教育施設に派遣される派遣教員の選考の方法について、定めるものとする。

2 派遣教員の資格

派遣教員は、次の(1)から(6)の一に該当し、かつ(7)から(10)までの各条件を満たしている者でなければならない。

(1) 校長として派遣される者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校の校長として勤務し、学校運営上の業績があると認められる者

イ 現に義務教育諸学校の副校長又は教頭として勤務し、学校運営上の業績があり、派遣時に義務教育諸学校の副校長又は教頭として2年以上の経験を有し、かつ、校長としての能力があると認められる者

ウ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ校長としての能力があると認められる者

エ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に定める校長の資格を有する者で、文部科学省初等中等教育局長が適当と認める者

(2) 副校長として派遣される者にあつては、次のア、イ、ウ又はエのいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校の副校長として勤務し、勤務成績が優秀な者

イ 現に義務教育諸学校の教頭、主幹教諭又は指導教諭として勤務し、勤務成績が優秀であり、派遣時に義務教育諸学校の教頭、主幹教諭、指導教諭又は教諭として通算で15年以上の経験を有し、かつ副校長としての能力があると認められる者

ウ 現に義務教育諸学校の教諭として勤務し、教務主任等として学校運営上優れた能力があり、派遣時に義務教育諸学校の教諭としての経験を15年以上有し、かつ副校長としての能力があると認められる者

エ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ副校長としての能力があると認められる者

(3) 教頭として派遣される者にあつては、次のア、イ、ウ又はエのいずれかに該当する者

ア 現に義務教育諸学校の教頭として勤務し、勤務成績が優秀な者

イ 現に義務教育諸学校の主幹教諭又は指導教諭として勤務し、勤務成績が優秀であり、派遣時に義務教育諸学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭として通算で15年以上の経験を有し、かつ教頭としての能力があると認められる者

ウ 現に義務教育諸学校の教諭として勤務し、教務主任等として学校運営上優れた能力があり、派遣時に義務教育諸学校の教諭としての経験を15年以上有し、かつ教頭としての能力があると認められる者

エ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ教頭としての能力があると認められる者

(4) 主幹教諭として派遣される者にあつては、次のア、イ又はウのいずれかに該当する者

- ア 義務教育諸学校の主幹教諭として勤務した経験を有し、勤務成績が優秀な者
 - イ 現に義務教育諸学校の教諭として勤務し、教務主任等として学校運営上優れた能力があり、派遣時に義務教育諸学校の指導教諭又は教諭として15年以上の経験を有し、かつ主幹教諭としての能力があると認められる者
 - ウ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ主幹教諭としての能力があると認められる者
- (5) 指導教諭として派遣される者にあつては、次のア、イ又はウのいずれかに該当する者
- ア 義務教育諸学校の指導教諭として勤務した経験を有し、勤務成績が優秀な者
 - イ 現に義務教育諸学校の教諭として勤務し、派遣時に義務教育諸学校の主幹教諭又は教諭として15年以上の経験を有し、かつ指導教諭としての能力があると認められる者
 - ウ 現に教育委員会の指導主事・管理主事等の事務局職員として勤務し、勤務成績が優秀であり、かつ指導教諭としての能力があると認められる者
- (6) 教諭として派遣される者にあつては、次のア又はイのいずれかに該当する者
- ア 現に義務教育諸学校の教諭として勤務し、勤務成績が優秀であり、派遣時に3年以上の義務教育諸学校教諭経験を有する者
 - イ 義務教育諸学校の教諭として優れた資質を有し、かつ、3年以上義務教育諸学校の助教諭又は講師（常時勤務の者に限る。）としての経験を有し、当該教員としての勤務成績が優秀な者
- (7) 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭に昇格して派遣される者にあつては、帰国後も引き続き同等に処遇される者であること。
- (8) 海外子女教育について深い理解と熱意を有すること。
- (9) 現地各国の厳しい生活環境、教育条件からくる困難な状況においても、忍耐強く同僚と協調して、職責を遂行する堅固な意志と気力を有すること。
- (10) 既婚者にあつては、原則として、配偶者を同伴すること。同伴家族とも、心身ともに健康であり、よく周囲と協調して、長期間の海外勤務生活に耐えることができること。
- 3 所属機関の長の推薦
- 所属機関の長（国立大学法人の附属学校教員等にあつては学長、公立学校教員等にあつては都道府県教育委員会又は指定都市教育委員会の教育長、私立学校教員等にあつては学校長をいう。以下同じ。）は、面接等による選考のうえ派遣教員として適当と認める者を、文部科学省初等中等教育局長に推薦する。
- 4 派遣教員選考調査表等
- 所属機関の長は前項の推薦をする場合、別紙様式による在外教育施設派遣教員推薦書及び在外教育施設派遣教員選考調査表を添付するものとする。
- 5 派遣教員の選考
- 文部科学省は、所属機関の長から推薦された者について、書類審査及び面接による選考試験を行う。
- 6 派遣教員候補登録者等の決定
- (1) 管理職候補登録者
- 文部科学省は、上記5に定める選考試験を受けた管理職（本要項においては校長、副校長及び教頭をいう。以下同じ。）として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員候補登録者を決定し、在外教育施設派遣教員（管理職）候補登録者名簿（以下「管理職候補登録者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を所属機関の長に通知するものとする。
- 管理職候補登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。
- (2) 教諭等候補登録者
- 文部科学省は、上記5に定める選考試験を受けた主幹教諭、指導教諭及び教諭として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員候補登録者を決定し、在外教育施設派遣教員（教諭等）候補登録者名簿（以下「教諭等候補登録者名簿」という。）に登録するとともに、その旨を所属機関の長に通知するものとする。
- 教諭等候補登録者名簿の有効期間は、作成後2年間とする。
- (3) 教諭等候補者
- 文部科学省は、(2)の定めによるほか、当分の間、上記5に定める選考試験を受けた主幹教諭、指導教諭及び教諭として推薦された者の中から、その結果に基づき派遣教員候補者を決定し、在外教育施設